

別紙3中、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成31年5月10日」を「令和元年5月10日」に、「平成31年8月5日」を「令和元年8月5日」に、「平成31年8月16日」を「令和元年8月16日」に、「平成31年12月30日」を「令和元年12月30日」に、「平成32年1月10日」を「令和2年1月10日」に、「平成32年4月27日」を「令和2年4月27日」に、「平成32年5月8日」を「令和2年5月8日」にそれぞれ改める。

別紙3中、1.(1)イ(八)のうち、

大型車			大型車				
	茅ヶ崎中央	藤沢		茅ヶ崎中央	藤沢		
茅ヶ崎海岸	277.778	546.296	を	茅ヶ崎海岸	277.272	540.909	に、
特大車			特大車				
	茅ヶ崎中央	藤沢		茅ヶ崎中央	藤沢		
茅ヶ崎海岸	481.481	814.815	を	茅ヶ崎海岸	477.272	813.636	に改める。

別紙3中、1.(1)のうち、ロ及びハについて次のとおり改める。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間又はロ、ハ、ニ若しくはホに掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、イ(八)ニ、ロ又はに定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を上限とする。

ハ ロ(ロ)に掲げる区間のうち、ロの規定にかかわらず、料金の額が420円となる区間については410円を、520円となる区間については510円を、並びに普通車の料金のうち、630円となる区間については620円を適用するものとする。

別紙3中、1.(2)について

軽自動車等		軽自動車等			
	つくばスマート		つくばスマート		
八王子西	240	八王子西	250		
高尾山	350	高尾山	360		
相模原愛川	350	相模原愛川	360		
圏央厚木	340	圏央厚木	350		
海老名	350	海老名	360		
		を			
中型車		中型車			
	つくばスマート		つくばスマート		
海老名	430	を	海老名	440	に、
大型車		大型車			
	つくばスマート		つくばスマート		
厚木PA スマート	530	を	厚木PA スマート	540	
圏央厚木	530		圏央厚木	540	に、

ただし書き内

普通車

	つくばスマート
海老名	210

普通車

	つくばスマート
海老名	220

を に改める。

別紙3中、1.(2) について

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)
	特大車
調布から高尾山まで	100
調布から八王子西まで	60
調布から稲敷まで	110
調布から稲敷東まで	180
調布から神崎まで	180
調布から下総まで	180
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	180
調布から国道296号まで	180
調布から松尾横芝まで	180

を、

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)
	特大車
調布から高尾山まで	110
調布から八王子西まで	70
調布から稲敷まで	120
調布から稲敷東まで	190
調布から神崎まで	190
調布から下総まで	190
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	190
調布から国道296号まで	190
調布から松尾横芝まで	190

に改める。





別紙3中、2.のうち、「平成72年1月2日」を「令和42年1月14日」に改める。

別紙3中、別添3について

諏訪	岡谷	諏訪	諏訪湖	岡谷
	ジャンクション		スマート	ジャンクション
	10.1		6.0	4.1
				10.1

を に、

岡崎	豊田	岡崎	岡崎阿知和	豊田
	ジャンクション		スマート	ジャンクション
	10.7		6.2	4.5
				10.7

を に、

東名 三好	日進	東名 三好	東郷	日進
	ジャンクション		スマート	ジャンクション
	6.5		2.2	4.3
				6.5

を に、

五箇山	福光	五箇山	城端SA	福光
			スマート	
	16.3		12.6	3.7
				16.3

を に改める。